

平成25年度9月補正予算編成方針

今回の補正予算は、次の項目を基本に、真に予算補正を必要とするものについて編成するものとする。

- (1) 「当初予算に要求できない事業に関する調書」を提出しているもののうち、今回補正する必要があるもの
- (2) 当初予算編成後の情勢変化に伴い、補正する必要があるもの
- (3) 消費税率の引上げおよび工事労務単価の見直しに伴い、補正する必要があるもの